

30第13号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすことを求める陳情

受理年月日 平成30年2月16日

陳情者 東大和市狭山4-1443-2
東大和民主商工会
会長 橋口 昭彦

付託する委員会 厚生文教委員会

陳情趣旨

6年連続で、1人当たり37.5%もの値上げとなる東大和市国民健康保険税値上げ計画に基づき、ことし4月から値上げが行われようとしています。拙速に行うべきではありません。

当市の国民健康保険税は、40歳代、夫婦と子供2人、給与年収400万円で、年37万2,300円となり、収入に占める割合は9.3%と今でも収入の割に負担が重く、払えない人がふえ、滞納から保険証を持たない世帯が発生しています。

4月から値上げに踏み出すのではなく、一旦凍結し、十分な検討と市民説明のための期間をとるよう求めます。また、国に対し、国庫負担金の割合を引き上げるよう、東京都には、市町村国保への財政支援を強化するように要求することを求めます。

陳情理由

1. 東大和市の国民健康保険税は今でも収入の割に負担が重いです。加入者の7割以上が所得183万円（月額15万2千円余）以下の世帯であり、加入世帯にこれ以上の負担を求めるべきではありません。
2. 国民健康保険制度は助け合い制度ではありません。憲法による基本的人権の要素である生存権、医療を受ける権利を保障する社会保障制度（国保法第1条）であり、国民皆保険制度の土台となる制度です。高齢者が多く、医療費がかかる一方で、加入者の所得状況から保険料収入が低いという国保制度の問題の解決を加入世帯にしわ寄せするのではなく、国や東京都に、減らした負担をもとに戻し、また、ふやすよう求めるなど、政治の責任で解決すべきです。
3. 1月15日付東大和市報は「国民健康保険制度が4月から変わります」と特集し

ていますが、6年連続の値上げについてはまったくふれていません。

当市国保加入者は約1万9千人。市民の4分の1弱です。市民説明会は2月16、17日の2日間でしかなく、加入者の暮らしに深刻な影響を及ぼす増税の決定を拙速にしてはならないことです。

4. 東大和市は、4月以降に「国保会計健全化計画」を策定すると聞きます。国保会計健全化の選択肢は値上げだけではないはずで、市がどのような努力をするのかの計画を示す前に、値上げだけを決定するのは道理がありません。

以上の理由により、貴議会において本陳情を採択されることを求めます。